

## 岡垣町医療的ケア児等在宅レスパイト事業のご案内

在宅の医療的ケア<sup>※</sup>児や重症心身障害児の看護・介護を行う家族の負担を軽減するため、訪問看護ステーションの看護師等に、ご家族が自宅等で行っている看護を代わりに提供していただく事業です。

### 【対象となる方】

①～③に該当し、かつ④・⑤のいずれかに該当する児童を看護・介護する家族

- ① 岡垣町に住居登録があり、在宅で同居の家族等の看護・介護を受けて生活している
- ② 0歳から18歳（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）
- ③ 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としている
- ④ 療育手帳 A1 または A2 と身体障害者手帳 1級または2級（自ら歩くことができない程度の肢体不自由に限る。）を持ち、医療保険制度の訪問看護を利用している
- ⑤ 医療保険制度の訪問看護を利用し、医療的ケア<sup>※</sup>を受けている

※医療的ケア：人工呼吸器、気管切開、吸引、経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）、酸素療法、導尿、中心静脈栄養（IVH）が原則として対象です。

### 【利用できるケース】

- 体調不良のため、医療的ケア児等の世話ができない
- 家の用事や他の子の学校行事で外出しなければならない 等

### 【利用者負担額等】

ご利用いただく際の利用者負担額等は次のとおりです。

区分	世帯の状況	利用者負担額／1時間	利用可能時間
生活保護	生活保護受給世帯	0円	4月1日から3月31日までの間で、48時間まで ※30分以上は切上げとなります。
低所得	市町村民税非課税世帯		
一般1	市町村民税課税額が28万円未満の世帯	750円	
一般2	上記以外		

### 【その他】

- 医師の訪問看護指示書以外の訪問看護が対象となります。
- 状況に応じて、他のサービスが優先される場合があります。
- 安全にサービスを提供するため、当事業で利用できる事業所は、現在医療的ケア児等本人に訪問看護を提供している事業所のみとなります。

## 【利用の流れ】

### ①委託契約

町と訪問看護ステーションで委託契約を締結します。

### ②利用申請

対象者から以下の書類を受け取っていただき、町に提出してください。

○医療的ケア児等在宅レスパイト事業利用申請書

○医療的なケアを受けていることの証明となる書類（医師の指示書の写し等）

○障害者手帳の写し（ある人のみ）

### ③利用決定

町から利用者に対して、訪問看護ステーションを通じて事業利用決定通知書を送付します。

### ④利用契約締結

訪問看護提供にあたり、利用者と訪問看護ステーションで利用契約を締結します。

### ⑤訪問看護利用

利用者と利用日時を調整し、訪問看護を提供してください。

※利用者負担が生じる場合は、利用者から利用料を受け取ってください。

### ⑥実績報告・委託料請求

訪問看護を提供した月ごとに、訪問看護ステーションは町に以下の書類を提出してください。

○医療的ケア児等在宅レスパイト事業実績報告書

○医療的ケア児等在宅レスパイト事業利用者実績表

○請求書

### ⑦内容確認・委託料支払

⑤の内容を確認し、町から訪問看護ステーションに翌月末までに委託料を支払います。

